

国のバックアップ 優遇制度の活用ができます

①【中小企業等経営強化法】中小企業経営強化税制

【概要】 中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押しする税制措置

【適用期限】 平成29年4月1日～令和7年3月31日取得分まで

【対象】 中小企業等経営強化法の経営力向上計画認定を受けた中小企業者等^(注1)

【主な要件】 生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備等

【税制措置】

税額控除または特別償却のどちらかを選択適用できます。

税額控除

7%
または
10%

^(注2)
基準取得額の7%または10%相当額が当期税額から控除されます。ただし、当期の法人税・所得税額の20%が上限
^(注2) 資本金3千万円以下の中小企業、もしくは個人事業主の場合は10%

or

特別償却

100%

取得設備の普通償却限度額との合計でその取得額までを即時償却できます。設備を購入した年度は税負担を軽減できます。

参考：令和5年4月1日版 中小企業庁「中小企業経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」

②【中小企業等経営強化法】

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例

【概要】 中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において、設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置

【適用期限】 令和5年4月1日～令和7年3月31日取得分まで

【対象】 市区町村から「先端設備等導入計画」の認定を受け、かつ、^(注3) 資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業者等^(注1)

【計画認定要件】 3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市区町村の導入促進基本計画に沿ったものであること

【対象設備】 投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された機械装置、器具備品、建物付属設備等

【税制措置】

1/2
(3年間)

固定資産税軽減

計画中に賃上げ表明に関する記載がない場合

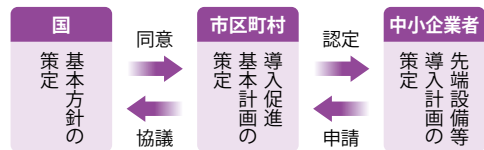
1/3

一定期間の固定資産税軽減

計画中に賃上げ表明に関する記載がある場合

- ① 令和6年3月末までに設備取得：5年間
- ② 令和7年3月末までに設備取得：4年間

■全体のスキーム



参考：令和5年4月版 中小企業庁「先端設備等導入計画策定の手引き」

(注1) 中小企業者等の定義とは ・資本金または出資金の額が1億円以下の法人 ・資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主 ・協同組合等(令和5年4月版 中小企業庁「中小企業経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」および「先端設備等導入計画策定の手引き」より引用) (注3) 中小企業による「先端設備等導入計画」は、市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。 ※上記制度は地域によって異なることがありますので、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。 ※上記制度の適用条件・認定要件は他にもあります。詳細につきましては、中小企業庁のWEBサイトをご確認ください。

対象機種につきましては当社営業所までお問い合わせください。